

天理市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

天理市長 並 河 健

天理市条例第12号

天理市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条中「道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（総排気量については、0.05リットル（二輪のものうち、構造上出すことができる最高出力が4.0キロワット以下の原動機を有する総排気量0.05リットルを超え、0.125リットル以下のものを除く。）以下のものに限る。）及び同項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車等」という。）」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1） 天理駅前北地下自転車等駐車場にあっては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車
- （2） 天理駅前南地下自転車等駐車場にあっては、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（総排気量については、0.05リットル（二輪のものうち、構造上出すことができる最高出力が4.0キロワット以下の原動機を有する総排気量0.05リットルを超え、0.125リットル以下のものを除く。）以下のものに限る。）及び同項第11号の2に規定する自転車第7条第3号中「自転車等」を「第3条に規定する車両（以下「自転車等」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。